

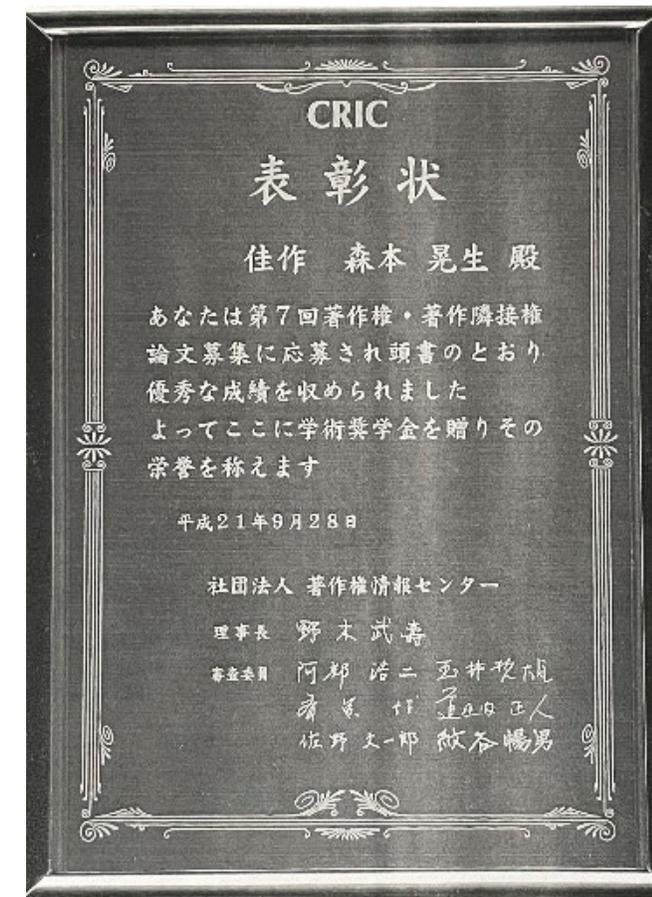
# 連続講座 知識ゼロからの 著作権早わかり

第一回：著作権早わかり(1)

講師：弁護士・弁理士 森本 晃生

# 講師略歴

- 1987-1989 日本証券奨学財団奨学生
- 1989 東京大学法学部第三類（政治コース）卒業
- 1989-2013 OAメーカー勤務（IT部門⇒知財法務）
- 1999 國學院大學文学部史学科考古学専攻卒業
- 2011 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻  
専門職学位課程修了[成績優秀者表彰*Cum laude*]、  
新司法試験合格
- 2012 司法研修所修了（65期）、弁護士登録
- 2013-2019 志賀国際特許事務所勤務（2020～顧問）
- 2014 東京ステーション法律事務所結成、弁理士登録



# 参考文献～実はあまり良い実務家用書籍がない

- 文化庁「著作権法テキスト」令和6年版(文化庁HP、2024) **最初の一冊、ネット配布**
- 作花文雄「著作権法講座Q&A」(放送大学教育振興会HP、2024) //
- 高林龍「標準著作権法」5版(有斐閣、2022) **薄い概説としてはまあこれ**
- 島並・上野・横山「著作権法入門」4版(有斐閣、2024) //
- 小泉直樹ほか『条解著作権法』(弘文堂、2023) **まともな逐条解説**
- 茶園・上野編『デザイン保護法』(勁草書房、2022) **「デザイン」のくくりで俯瞰**
- 小泉直樹ほか編『著作権判例百選』6版(有斐閣、2019) **玉石混交注意**



# 目次

- 著作物とは？
- 著作物性の争い
- 著作権、著作隣接権、著作者人格権
- 職務著作
- 無方式主義
- 著作物の国際保護



# 1. 著作物とは

名の名づくべきは常の名にあらず(老子第1章)



# work of authorship/oeuvre de l'esprit

- 「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（日本法）
- 「literary and artistic works」（ベルヌ条約）
- 保護対象は「アイデア」（思想又は感情）ではなく「表現」
- 創作性（originality）とは？
  - 他の著作物の単なる模倣ではないこと
    - ①アクセス（依拠）がない ②誰が作っても同じになるものではない（何らかの個性）
  - 独創性まで高度のものではない
  - 「額の汗」を保護するものではない
- 文芸： 文字記号で特定される。コンピュータプログラムを含む。
- 美術： 視覚要素（他の説では美的要素）で特定される。写真、映画を含む。
- 音楽： 楽譜で特定され、演奏可能。
- 学術： 上記以外？（実は上記の複合）。例）地図、模型、設計図。コンピュータプログラムをこちらにする説も。



# 創造性＝選択の幅

- 表現の選択肢の存在、数
  - 人格的契機、個性の刻印
  - 表現の自由、経済活動の自由との調和
- アイディアと表現が不可分(融合)⇒創造性なし merger doctrine
- ありふれた表現(scenes a faire)
  - 選択肢はあるがきわめて限られる(merger doctrineの一変形)
  - そのジャンルで多数が採用して相当期間が経過した(このタイプを排除すべきか)



# 「著作物」 ≠ 「作品」

- 1つの作品の中に複数の著作物があるケース
  - コンピュータ・プログラムのモジュール
  - 書物の章、節
  - 漫画中のキャラクター、カット絵、ストーリー
  - ゲーム動画プログラムのコードと生成動画
  - 建築の外観、内部空間、装飾要素



空海「聾瞽指歸」

- 訴訟では、著作物の特定は著作権者／著作者の責任



# 原作品、複製物、実演、公衆送信、フォノグラムとの区別

著作物は無形物(intangible property)



有形物としての流通：複製物、原作品(伝統的な美術の著作物のみ)

\*複製物：著作物が媒体に固定されたもの

\*原作品は媒体自体が表現の一部⇒複製により表現要素欠落

無形物としての流通：実演、口述、上映、公衆送信(放送を含む)等

\*実演、放送自体は著作物ではない

フォノグラム(「レコード」):音(音楽著作物の実演を含む)の固定物



# 共同著作物と結合著作物

## 共同著作物:

二人以上の者が共同して創作した著作物で、  
その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの  
判例百選事件:共同著作者の地位に必要な寄与の程度

## 結合著作物:

もともと独立した著作物を組み合わせたもの  
例)BGM入り映画、MAD動画

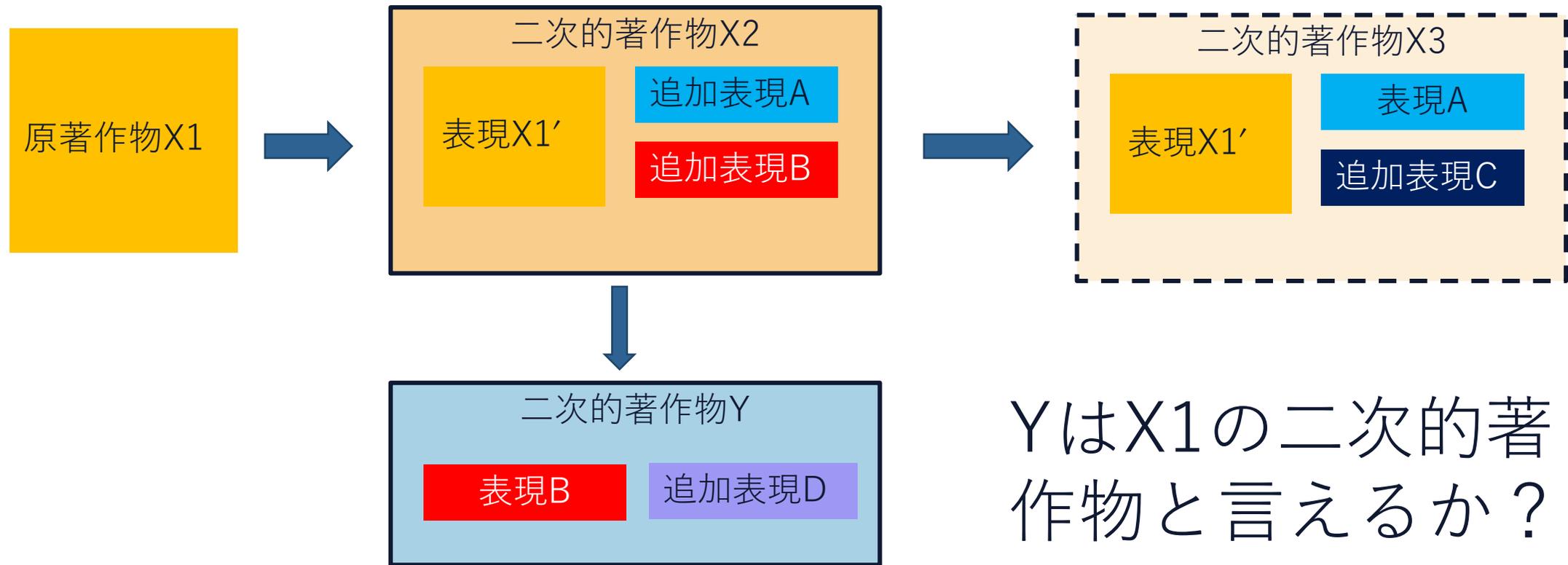


# 二次的著作物、編集著作物、結合著作物

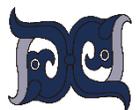
- 二次的著作物(derivative work)
  - 既存の著作物の創作的表現を維持しつつ**改変**を加えたもの
    - 同一表現形式のもの:「**翻案**」のうち、映画のリメイク、絵画やコンピュータプログラムの  
別バージョン、文字著作物の「翻訳」、パロディ
    - 別の表現形式への展開:「**翻案**」のうち、小説の映画化やコミカライズ、その逆、  
二次元の図像の三次元フィギュア化(c.f.海洋堂事件)
- 編集著作物
  - コンテンツの集合物で(個別コンテンツの)**選択**と**配列**(の選択)に創作性があるもの。
    - コンテンツ自体は著作物性がなくともよい
- データベース
  - 情報の集合物でコンピュータにより検索可能に体系的に構成されたもの



# 二次的著作物の二次的著作物



YはX1の二次的著作物と言えるか？



## 2. 著作物性の争い

*To be or not to be, that is a question.* (ハムレット)  
鹿を指して馬と為す(史記秦始皇本紀)



# ゲームルール、(プログラミング)言語、レシピ

- ゲームルール、言語体系やレシピ自体はアイデア
- ルールブック等の具体的表現(構成、文章)は著作物の可能性
- 日本著作権法10条3項
  - プログラミング言語、規約(インターフェイス)、解法(アルゴリズム)を著作権保護から除外



# 書式、コマンド構造、GUI

- 帳簿フォーム
- 表計算ソフトやDBソフトのコマンド構造
  - Lotus v. Boland
- GUI
  - Xerox v. Apple (デスクトップ・メタファーのアイコン)
  - 野球ゲームのカード・ガチャGUI
  - 釣りゲームの魚の引き寄せ画面



# 香り、棋譜、料理、菓子、ゲノム配列

- 香り自体: フランスでは著作物
- 香譜: 香りと別に著作物になるものではない
- 棋譜: 事実の経過のありふれた方法による記録⇒著作物ではない
- 料理、菓子が美術の著作物に該当するか？
- ゲノム・プログラミング？



# 設計図

- 設計対象(彫刻、商品、建築、庭園)の著作物性は別個の問題
- 図面自体の著作物性は、対象の表現方法に創作性要
  - 通常の工業設計の手法では足りない
  - ラフデッサンの方が美術の著作物に該当する可能性が高い
  - 営業秘密の保護の方がなじむ

「奈良博物館正面昇降口  
矩計式拾分毫之図」



# 忠実な模写、二次元美術品の写真、摸刻

- 「額の汗」は保護しない⇒既存著作物の複製品にすぎない
- 模写における技量の甘さは創作性ではなく複製技術の低さ



朱若麟「聖林寺十一面観音菩薩立像模刻」（講演者撮影）

# いわゆる「応用美術」(1)

- 美術を実用品に適用したもの; 実用に供され、或いは産業上利用される美的な創作物
- ベルヌ条約上の用語だが、本来、日本法上の概念ではない。定まった定義もない!
- 「応用美術」の著作権保護についての考えの対立
  - 「美術工芸品」限定説 現在の支持者はほとんどない
  - 「高度創作性」要求説 一時流行したが、意匠との制度間調整以外に正当化根拠なし
  - 「美術性」を要求する分離性説 近時の流行 意匠との制度間調整にふれるものも  
「物品の実用面から分離して独立に美的鑑賞の対象となる美的特性」
  - 創作性一元説としての分離性説 TRIPP TRAPP知財高裁判決 美の一体性理論



# いわゆる「応用美術」(2)

- 裁判例の基準文言は実質的に単なる正当化マジックワード
- 裁判例に見る類型傾向分析～結論初めにありきか？
  - 商業広告⇒著作物性肯定
    - しかし、食玩は著作物性否定の傾向
  - 独立したイラスト／浮彫で実用品を装飾⇒著作物性肯定
    - しかし、連続性のある織物の模様は著作物性否定
  - 製品の形状⇒著作物性否定傾向（例外：TRIPP TRAPPなど）
  - 衣服デザイン⇒著作物性否定
  - 土地工作物⇒著作物性否定
  - 玩具⇒著作物性否定の傾向



# いわゆる「応用美術」(2)の2

裁判例に見る著作物性否定例：  
デッドコピー天国

ニーチェア事件のLe Corbusier/Charlotte Perriand「LC4」：  
[Design classic: The LC4 Chaise Longue by Le Corbusier](#)

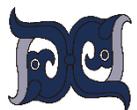
布団図案事件：[大阪高判令和5年4月27日令和4年（ネ）第745号判決書](#)



# いわゆる「応用美術」(3)タコの滑り台事件

## 知財高判令和3年12月8日令和3年（ネ）第10044号判決書

- 「本件原告滑り台のうち、タコの足を模した部分は、座って滑走する遊具としての利用のために必要な構成であるといえるから、同部分は、**実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性である創作的表現**を備えている部分を把握できるものとは認められない」
- 「天蓋部分については、滑り台としての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して把握できるものであるといえる・・・が、その形状自体は単純なものであり、タコの頭部の形状としても、**ありふれたものである。**」



# いわゆる「応用美術」(4) 海洋堂事件

- 「彫刻」を菓子のおまけに使ったら「応用美術」なのか
- 観賞用フィギュアは「応用美術」なのか
- 原型を美術の著作物と主張しなかったのがいけなかったのか



株式会社海洋堂 (原型師：松村しのぶ) 「ツチノコ」 (講演者撮影)

⇒ [ノータリンクラブ「手配書」](#)



# いわゆる「応用美術」(5) 金魚電話ボックス事件

係争資料⇒[金魚電話ボックス問題と「メッセージ」](#) [ならまち通信社](#)

- 被告が「応用美術」として争わなかったら高裁で逆転敗訴！
- 本質は公衆電話ボックスを改造した屋外での金魚飼育装置の機能と表現（原告作品は製品の再利用ではなく全部手製の現代アート）
- 見立てエアーストーンの先行例をぶつけられたんじゃない？



# 書体(フォント)

- 「書」の著作物性は認められるが、類似性判断が厳しい
- 印刷/画面表示用書体やロゴタイプの著作物は著作物性のハードル自体高い(ゴナ事件、Asax事件)

「印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった**独創性**を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る**美的特性**を備えていなければならない」

- しかし、フォントデータはコンピュータプログラムの著作物に該当するケースも

The image shows the word "Asahi" in a bold, blue, sans-serif font. The letters are slightly slanted to the right, giving it a dynamic feel. The 'A' is particularly prominent with its sharp points.

永井一正「アサヒビールロゴ」

東京ステーション法律事務所

春のコートは  
渋谷から。

中村征宏 (株式会社写研)  
「ゴナU」



# 3. 著作権、著作隣接権、 著作者人格権

*ἕκαστοι μήτ' ἔχωσι τὰλλότρια μήτε τῶν αὐτῶν στέρωνται*

各人は彼のものを過誤なく割り当てられ、彼のものを奪われない  
(プラトーン「国家」433e節)



# 著作権と表現の自由

- 絶対王政：特許状によるギルド組合員への版權



検閲と表裏関係

- 市民革命：人権としての著作者人格権と著作財産権



表現の自由と表裏関係：創作性概念



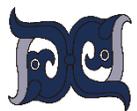
# 著作権の支分権

- 著作権は支分権の権利の束である⇔特許権の1個性
- 新たな利用方法の出現⇒新たな支分権の発生
- 複製権
- 二次的著作物作成権 **日本法だと特掲なき譲渡時に留保の推定**
- 譲渡権・貸与権／頒布権
- 上演権、上映権、口述権
- 公衆送信権 送信可能化（公衆送信の予備行為）も権利範囲
- 二次的著作物利用権 **日本法だと特掲なき譲渡時に留保の推定**  
など



# 著作隣接権

- 実演家の権利
- フォノグラム(レコード)製作者の権利
- 放送事業者の権利



# 4.職務著作

*One Person, of whose Acts a great Multitude, by muturall Covenants one with another, have made themselves every one the Author (ホッブス「リヴァイアサン」)*



# 職務著作、法人著作、work made for hire

- 発明は自然人しかできないが、創作は法人でもできる(日、米)
  - ドイツ法は自然人しか著作者になれないが、外国著作物の保護は条約に従う
- コンピュータ・プログラムとそれ以外で要件に若干の差がある
  - ⇒実務上は雇用契約で処理するのであまり意識しない
- 映画の著作物は、著作者は監督、著作権は製作者に原始帰属
  - ただし、職務著作であればその規律が優先



# 5.無方式主義

天下を取るには常に无事を以てす(老子48章)



# 創作即権利発生

- 著作物の創作と同時に権利が発生する
- 米国のみ提訴要件として著作権登録(議会図書館著作権局)を要求
- 同一著作物が互いに独立して創作⇒権利は併存
- 著作権表示(©)の意義:  
悪意の推定(米国法)、万国著作権条約上の保護要件



# 6. 国際保護

Liberté, Égalité, Fraternité



# ベルヌ条約

- 無方式主義、著作者人格権保護、没後50年保護
- 内国民待遇（相互主義ではない）
- 国交のない加盟国：北朝鮮の著作物は保護せず（最判）
- 台湾は非加盟⇒TRIPs協定で保護
- 著作隣接権は対象外  
⇒ローマ条約（米国非加盟）、WIPO実演・レコード条約で保護

